

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00193956

2023年12月14日

発信課	福祉保険部生活支援課臨時特別給付金担当
担当者	佐原聖二郎
連絡先	電 話 2660
	F A X
	E-mail seikatsushien@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 [○]
日 程	令和5年12月19日 ~ 令和6年5月31日
発表項目 (行事名)	令和5年度旭川市物価高騰重点支援給付金（7万円）の給付スケジュール等について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	添付資料のとおり
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道（取材）に当 たってのお願い	
備 考	

令和5年度旭川市物価高騰重点支援給付金（7万円）の給付スケジュール等について

1 対象世帯

令和5年12月1日において旭川市に住民登録がある、次のすべてに該当する世帯

- ①世帯全員の令和5年度の住民税が非課税である世帯
- ②世帯全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族の税法上の扶養を受けている者ではない世帯
- ③世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である方がいない世帯
- ④世帯の中に、租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいない世帯

※②は本年6～10月実施の物価高騰重点支援給付金（3万円）にはなかった要件であり、これは国が来年度予定している、所得税・住民税の定額減税において、扶養している親族の人数に応じて減税額を算定することが検討されていることから、今回の給付金（7万円）は「住民税課税者の税法上の被扶養者のみの世帯」は国費の対象としないとされたためです。このため、3万円が支給となった世帯でも、今回の7万円については対象外となる場合があります。

2 支給額

1世帯あたり70,000円（1回限り）

3 申請方法と支給時期

令和5年度の住民税課税状況などから、支給対象と見込まれる方には、市から令和6年1月5日（発送予定）に、「通知書」または「確認書」をお送りします。

（1）通知書による支給

課税状況から支給対象世帯となる可能性が高く、振込先の口座を市で把握している世帯（約57,000世帯）に対しては、「通知書」をお送りします。「課税者の扶養者のみの世帯」でなければ手続きは不要であり、1月29日（予定）に支給いたします。

（2）確認書による申請

課税状況から支給対象世帯となる可能性が高いが、転入者や、振込先の口座を市で把握していない世帯（約2,000世帯）に対しては、「確認書」をお送りします。振込先情報等を記載のうえ、返信用封筒により返送してください。市に届いてから2～3週間程度で支給いたします。

※お急ぎの方へ

（3）オンライン等による申請

特段の事情により給付をお急ぎの世帯は、12月19日（火）から市ホームページによる「オンラインによる申請」「ダウンロードによる申請」を受け付けます。本人確認

書類などの添付が必要になります。

申請受付から2～3週間程度で支給いたします。

(4) **窓口での申請**

オンラインやダウンロード申請も困難な方は窓口での申請をお受けします。本人確認書類などの提出が必要になります。

申請書受理から2～3週間程度で支給いたします。

●**受付会場**

5条通9丁目左1号 ベストアメニティ旭川ビル1階

電話0166-76-7415

●**受付時間**

8時45分から17時15分まで(土日祝日、12月30日～1月4日を除く平日)

4 **申請期間**

令和6年5月31日まで(当日消印有効)